

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

作業療法学科では、作業療法士として独立行政法人国立病院機構及び社会に貢献しようとする以下の人たちを求めます。

- 1) 作業療法士として医療・福祉分野で活躍しようという目的意識が明確で自ら学ぼうとする意欲的な人
- 2) 高等学校教育を通じて身に付けた知識・技能を活用し、自ら課題を発見しその解決に向けて取り組むことができる人
- 3) 主体性を持って、多様な価値観の人々と関わり、協働して学ぶことができる人
- 4) 正直さと公平・公正な態度を持ち、思いやり・優しさの気持ちで誠実な対応ができる人
- 5) 礼節をわきまえ、他者と良好なコミュニケーションを図ることができる人

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

厚生労働省における理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則ならびに理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに基づき基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分けた教育課程を編成し、教育理念、教育目的、教育目標を達成するためカリキュラムを編成します。更に国立病院機構附属の特徴を活かした臨床に即した実践的なカリキュラム構成となっております。

1年次では主に基礎分野・専門基礎分野について、2年次では専門基礎分野・専門分野について、3年次では専門分野について学びます。専門分野のうち臨床実習については1年次に3単位、2年次に4単位、3年次には18単位にて構成しています。

- 1) 専門職として必要な基礎知識・技術を習得する
- 2) 専門的実践に必要な論理的思考、コミュニケーション能力を習得する
- 3) 他者と協力し主体的に行動する態度を身につける
- 4) 社会人、医療人としての基本的な態度を身につける
- 5) 基本的人権を守る倫理観を身につける

ディプロマポリシー（専門士授与の方針）

理学療法士及び作業療法士法ならびに理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則ならびに理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインを遵守し、作業療法学科では基礎分野14単位、専門基礎分野27単位、専門分野61単位、合計102単位を取得し、学則成績評定、単位修得、卒業の規定に従い以下に示した資質や能力を身につけた学生に対し学院運営会議の議を経て卒業を認定するとともに専門士（医療専門課程）の称号が授与される。

- 1) 専門職として実践に必要な知識・技術を身につける
- 2) 習得した知識と技術を用いて、論理的に思考する能力と技術を身につける
- 3) 常に向上心を持ち、主体的に問題解決に向けて行動することができる
- 4) 作業療法を利用する人の生活歴、社会的基盤、価値観、文化などの多様性を尊重することができる
- 5) 関連する人々と連携・協働してよりよい人間関係を築くことができる
- 6) 臨床を主とし、教育・研究・地域（福祉）における役割を理解し、独立行政法人国立病院機構及び社会に貢献できる
- 7) 基本的人権を守る倫理観を持ち、社会人として適切に行動することができる